

令和4年3月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

令和4年3月定例教育委員会提出案件

(令和4年3月25日提出)

(議案事項)

議第6号	中津市立学校職員旧姓使用取扱規程の一部改正について	P 1
議第7号	中津市中学校文化連盟補助金交付要綱の制定について	P 9
議第8号	中津市人権教育研究協議会補助金交付要綱の制定について	P 17
議第9号	中津市学校保健会補助金交付要綱の制定について	P 25

(報告事項)

報 告	令和4年第1回定例市議会一般質問について	P 33
報 告	教育委員会事務局職員の人事異動（内示）について	P 39

(協議事項) 教育長職務代理者の指名について

中津市立学校職員旧姓使用取扱規程の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和4年3月25日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

中津市立学校職員旧姓使用取扱規程の一部を改正する訓令の概要

1. 提案理由

大分県教育委員会職員旧姓使用取扱要綱の変更に伴い、中津市立学校に勤務する教職員においても同様の制度を整備するために改正を行うもの

2. 内容

○教育委員会の承認から職員の届出へ変更

○旧姓を使用することができない文書が削減され、旧姓を使用できる文書が増加

別表第1（旧姓が使用できる文書等）

基準	例
法令等に抵触するおそれがなく、職務遂行上支障がないと認められるもの	職員録、名札、名刺、座席配置図、事務引継書、校務・事務分掌表、起案文書、各種文書における担当者氏名、出勤簿、休暇欠勤等処理簿、職務専念義務免除承認申請書、兼職・兼業許可申請書、育児休業承認請求書、旅行命令簿、時間外勤務命令簿、時間割表、学級日誌、通知表、出席簿、健康診断に関する表簿、指導要録、進学・就職に関する文書

別表第2（旧姓が使用できない文書等）

基準	例
(1) 職員の身分にかかわるもの	辞令書、宣誓書、履歴書、退職願、人事異動関係文書等
(2) 職員の権利義務にかかわるもので、他に与える影響が大きいもの	給与明細書、諸手当届及び認定簿など給与関係の文書、債権及び債務に関する文書等 公立学校共済組合大分支部・大分県教職員互助会に関すること

○その他規定の整備

3. 施行期日

令和4年4月1日

中教訓令第 号

中津市立学校職員旧姓使用取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 年 月 日

中津市教育委員会

中津市立学校職員旧姓使用取扱規程の一部を改正する訓令

中津市立学校職員旧姓使用取扱規程（平成15年中教訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「承認申請」を「届出」に改め、同条第1項中「承認申請」を「届出」に、「あらかじめ」を「所属長を経由して」に、「承認を受け」を「届出」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 中津市立学校以外の学校に在職していた職員が、その在職中に旧姓使用の届出をした、又は承認された場合であって、中津市立学校に在職することとなった日以降も引き続き旧姓をしようするときは、前項の規定に準じて届け出なければならない。
第4条を削る。

第5条中「承認」を「届出」に、「職員は、旧姓」を「職員が旧姓」に改め、「あらかじめ」を削り、「届」を「届出書」に、「第3号」を「第2号」に、「を校長」を「により、あらかじめ所属長」に、「提出するものとする」を「届け出なければならない」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項を次のように改める。

旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、職務上支障がないと認められるもので、別表第1に掲げるものとする。

第6条に次の1項を加える。

2 旧姓を使用することができない文書等は、各号のいずれかに該当するもので、別表第2に掲げるものとする。

(1) 職員の身分にかかわるもの

(2) 職員の権利義務にかかわるもので、他に与える影響が大きいもの

第6条を第5条とする。

第7条を削り、第8条を第6条とする。

第9条中「旧姓使用に係る職員の状況を明確にするために」を「届出を受理した場合は」に、「第4号」を「第3号」に改め、同条を第7条とし、第10条を第8条とする。

別表次のように改める。

別表第1（旧姓が使用できる文書等）

基準	例
法令等に抵触するおそれがなく、職務遂行上支障がないと認められるもの	職員録、名札、名刺、座席配置図、事務引継書、校務・事務分掌表、起案文書、各種文書における担当者氏名、出勤簿、休暇欠勤等処理簿、職務専念義務免除承認申請書、兼職・兼業許可申請書、育児休業承認請求書、旅行命令簿、時間外勤務命令簿、時間割表、学級日誌、通知表、出席簿、健康診断に関する表簿、指導要録、進学・就職に関する文書

別表第2（旧姓が使用できない文書等）

基準	例
(1) 職員の身分にかかわるもの	辞令書、宣誓書、履歴書、退職願、人事異動関係文書等
(2) 職員の権利義務にかかわるもので、他に与える影響が大きいもの	給与明細書、諸手当届及び認定簿など給与関係の文書、債権及び債務に関する文書等 公立学校共済組合大分支部・大分県教職員互助会に関する事

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

新旧対照表

○中津市立学校職員旧姓使用取扱規程

改正後	改正前
<p>(旧姓使用の承認申請)</p> <p>第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届出書(様式第1号)により、<u>所属長を経由して教育委員会届出</u>なければならない。</p>	<p>(旧姓使用の承認申請)</p> <p>第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、<u>あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</u></p>
<p>2 <u>中津市立学校以外の学校に在職していた職員が、その在職中に旧姓使用の届出をした、又は承認された場合であって、中津市立学校に在職することとなった日以降も引き続き旧姓をしようするときは、前項の規定に準じて届け出なければならない。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p>2 <u>前項の旧姓使用承認申請書は、所属する学校の校長(以下「校長」という。)を経由して教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>(承認)</p> <p>第4条 教育委員会は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、<u>校長を経由して当該職員に通知するものとする。</u></p>
<p>(旧姓使用の中止)</p> <p>第4条 前条の規定による承認を受けた職員が旧姓の使用を中止するときは、<u>旧姓使用中止届出書(様式第2号)により、あらかじめ所属長を経由して教育委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(旧姓を使用することができない文書等)</p>	<p>(旧姓使用の中止)</p> <p>第5条 前条の規定による承認を受けた職員は、旧姓の使用を中止するときは、<u>あらかじめ旧姓使用中止届(様式第3号)を校長を経由して教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>(旧姓を使用することができない文書等)</p>
<p>第5条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、職務上支障がないと認められるもので、別表第1に掲げるものとする。</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p>第6条 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するもので、別表に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>職員の身分に係るもの</u></p> <p>(2) <u>職員の権利義務に係るもので、他に与える影響が大きいもの</u></p> <p>(3) <u>職員が職務上作成するもので、他に与える影響が大きいもの</u></p> <p>(4) <u>公権力の行使に係るもの</u></p>
<p>2 <u>旧姓を使用することができない文書等は、各号のいずれかに該当するもので、別表第2に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>職員の身分にかかわるもの</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前				
<p>(2) <u>職員の権利義務にかかわるもので、他に与える影響が大きいもの</u> (削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(職員及び校長の責務)</p>	<p>(新設)</p> <p><u>(他の任命権者等から承認を受けた職員の取扱い)</u></p> <p><u>第7条 次の各号のいずれかに該当する職員は、承認を受けたことを証する書類を、校長を経由して教育委員会に提出することにより、教育委員会において旧姓の使用を承認したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 大分県教育委員会以外の大分県の各任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員</u></p> <p><u>(2) 大分県市町村立学校に勤務していたときに、当該市町村教育委員会から旧姓の使用の承認を受けた職員</u></p> <p><u>(3) 大分県教育庁等に勤務していたときに、旧姓の使用の承認を受けた職員</u></p> <p>(職員及び校長の責務)</p>				
<p>第6条 略</p>	<p>第8条 略</p>				
<p>2 略</p> <p>(台帳整備)</p>	<p>2 略</p> <p>(台帳整備)</p>				
<p>第7条 教育委員会は、<u>届出を受理した場合は</u>、旧姓使用職員台帳（様式第3号）を整備するものとする。</p> <p>(その他)</p>	<p>第9条 教育委員会は、<u>旧姓使用に係る職員の状況を明確にするために</u>、旧姓使用職員台帳（様式第4号）を整備するものとする。</p> <p>(その他)</p>				
<p>第8条 略</p>	<p>第10条 略</p>				
<p>別表第1（旧姓が使用できる文書等）</p>	<p>別表（第6条関係）</p>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 1066 618 1117">基準</th> <th data-bbox="622 1066 1066 1117">例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 1120 618 1428"> <p>法令等に抵触するおそれがなく、職務遂行上支障がないと認められるもの</p> </td> <td data-bbox="622 1120 1066 1428"> <p>職員録、名札、名刺、座席配置 図、事務引継書、校務・事務分掌表、起案文書、各種文書における担当者氏名、出勤簿、休暇欠勤等処理簿、職務専念義務免除承認申請書、兼職・兼業許可申請書、育児休業承認請求書、旅行命令簿、</p> </td> </tr> </tbody> </table>	基準	例	<p>法令等に抵触するおそれがなく、職務遂行上支障がないと認められるもの</p>	<p>職員録、名札、名刺、座席配置 図、事務引継書、校務・事務分掌表、起案文書、各種文書における担当者氏名、出勤簿、休暇欠勤等処理簿、職務専念義務免除承認申請書、兼職・兼業許可申請書、育児休業承認請求書、旅行命令簿、</p>	
基準	例				
<p>法令等に抵触するおそれがなく、職務遂行上支障がないと認められるもの</p>	<p>職員録、名札、名刺、座席配置 図、事務引継書、校務・事務分掌表、起案文書、各種文書における担当者氏名、出勤簿、休暇欠勤等処理簿、職務専念義務免除承認申請書、兼職・兼業許可申請書、育児休業承認請求書、旅行命令簿、</p>				

改正後		改正前	
	時間外勤務命令簿、時間割表、学級日誌、通知表、出席簿、健康診断に関する表簿、指導要録、進学・就職に関する文書		
別表第2（旧姓が使用できない文書等）		旧姓を使用することができない文書等	
<u>基準</u>	<u>例</u>	<u>基準</u>	<u>例</u>
(1) 職員の身分にかかわるもの	辞令書、宣誓書、履歴書、退職願、人事異動関係文書等	(1) 職員の身分に係るもの	辞令書、宣誓書、履歴書、退職願、人事異動関係文書等
(2) 職員の権利義務にかかわるもので、他に与える影響が大きいもの	給与明細書、諸手当届及び認定簿など給与関係の文書、債権及び債務に関する文書等 公立学校共済組合大分支部・大分県教職員互助会に関すること	(2) 職員の権利義務に係るもので、他に与える影響が大きいもの	給与明細書、諸手当届及び認定簿など給与関係の文書、県又は市に対する債権及び債務に関する文書等
		(3) 職員が職務上作成するもので、他に与える影響が大きいもの	指導要録、進学・就職に関する文書等
		(4) 公権力の行使に係るもの	法令に基づく行政処分に関する文書等

中津市中学校文化連盟補助金交付要綱の制定について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和4年3月25日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

中津市中学校文化連盟補助金交付要綱の制定の概要

1. 提案理由

令和3年度末で、3年間の補助金交付要綱が失効するため、再度、3年間の更新をするもの。

2. 内容

現在：令和4年3月31日限りで失効

今回：令和7年3月31日限りで失効

3. 施行期日

公示の日

中津市告示第 号

中津市中学校文化連盟補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年 月 日

中津市長 奥 塚 正 典

中津市中学校文化連盟補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中津市中学校文化連盟補助金（以下「補助金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、中津市中学校文化連盟（以下「連盟」という。）が行う中津市立中学校の文化活動事業（以下「補助事業」という。）に要する経費を市が補助することにより、中津市立中学校の文化活動の振興を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助金の交付)

第3条 市長は、連盟が補助事業を実施するために必要な経費のうち、次に掲げる経費（以下「補助経費」という。）を対象として予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 大分県中学校文化連盟負担金
- (2) 文化活動における大会出場及び参加に係る経費
- (3) 中学校文化活動振興費
- (4) 事務局費

2 補助対象経費の科目は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 連盟は、補助金の交付の申請をしようとするときは、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書

(2) 収支予算書及び経費の積算内訳書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに連盟に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合においては、市長に届け出ること。ただし、変更しようとする経費の増減の額が補助経費の3割に満たない軽微な変更をする場合を除く。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長に届け出ること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の決定の通知を受けた連盟（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。

(変更等の承認)

第7条 補助事業者は、次のいずれかに掲げる場合においては、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第3号）により市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合（第5条第2項第1号ただし書に掲げる場合を除く。）

(2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合

(遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業事故報告書（様式第4号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付の決定の変更等)

第9条 市長は、次のいずれかの場合において、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更し、又はその決定の全部若しくは一部を取り消したときは、補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（1）第7条の承認をした場合

（2）前条の報告を受けた場合

（3）規則第8条第1項の規定により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合

（4）補助事業者が規則第14条第1項各号のいずれかに該当する場合
（状況報告）

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。
（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）収支決算書

（2）その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容（第7条に基づく承認を受けたときは、当該承認を受けた内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき額が確定した後に支払うものとする。ただし、この要綱の目的を効果的に達成するために必要と市長が認めるときは、交付決定額の範囲内で必要と認める額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金

(概算払) 交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、第1項ただし書きの規定により交付した補助金の額が、前条に基づき確定した補助金の額に満たない場合には、その不足する額について補助金(概算払)交付請求書により請求するものとし、同条の規定に基づき確定した補助金の額を超える場合には、市長はその超える額について規則第15条第2項の規定に基づき返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還及び規則第16条第1項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。

- 2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

(関係書類等の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、当該書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表

旅費	交通費、宿泊費
需用費	消耗品費、食糧費、印刷製本費
役務費	通信運搬費、手数料
委託料	運搬委託料
使用料及び借上料	会場使用料、機材借上げ料
負担金	参加料、入場料、出品料

中津市人権教育研究協議会補助金交付要綱の制定について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和4年3月25日提出

中津市教育委員会

教育長 栗田英代

中津市人権教育研究協議会補助金交付要綱の制定の概要

1. 提案理由

令和3年度末で、3年間の補助金交付要綱が失効するため、再度、3年間の更新をするもの。

2. 内容

現在：令和4年3月31日限りで失効

今回：令和7年3月31日限りで失効

3. 施行期日

公示の日

中津市告示第 号

中津市人権教育研究協議会補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年 月 日

中津市長 奥 塚 正 典

中津市人権教育研究協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中津市人権教育研究協議会補助金(以下「補助金」という。)の交付については、中津市補助金等交付規則(平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。)及び補助金等の交付手続に関する特例規則(平成18年中津市規則第7号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、中津市人権教育研究協議会(以下「協議会」という。)が人権尊重と共生の社会を実現するために、部落問題の解決をめざす同和教育の内実を基盤に据え、人権教育の研究及び実践のために実施する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費を市が補助することにより、中津市人権教育の振興を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助金の交付)

第3条 市長は、協議会が補助事業を実施するために必要な経費のうち、次に掲げる経費(以下「補助経費」という。)を対象として予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 事務局費
- (2) 研修費
- (3) 図書資料費
- (4) 研究活動費
- (5) 負担金
- (6) 事業費

2 補助対象経費の科目は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 協議会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書及び経費の積算内訳書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、速やかに協議会に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合においては、市長に届け出ること。ただし、変更しようとする経費の増減の額が補助経費の3割に満たない軽微な変更をする場合を除く。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長に届け出ること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の決定の通知を受けた協議会(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。

(変更等の承認)

第7条 補助事業者は、次のいずれかに掲げる場合においては、あらかじめ補助事業変更等承認申請書(様式第3号)により市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合(第5条第2項第1号ただし書に掲げる場合を除く。)

(2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合

(遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業事故報告書（様式第4号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（交付の決定の変更等）

第9条 市長は、次のいずれかの場合において、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更し、又はその決定の全部若しくは一部を取り消したときは、補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（1）第7条の承認をした場合

（2）前条の報告を受けた場合

（3）規則第8条第1項の規定により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（4）補助事業者が規則第14条第1項各号のいずれかに該当する場合

（状況報告）

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）収支決算書

（2）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容（第7条に基づく承認を受けたときは、当該承認を受けた内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき額が確定した後に支払うものとする。ただし、この要綱の目的を効果的に達成するために必要と市長が認めるときは、交付決定額の範囲内で必要と認める額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金（概算払）交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項ただし書きの規定により交付した補助金の額が、前条に基づき確定した補助金の額に満たない場合には、その不足する額について補助金（概算払）交付請求書により請求するものとし、同条の規定に基づき確定した補助金の額を超える場合には、市長はその超える額について規則第15条第2項の規定に基づき返還を命ずるものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還及び規則第16条第1項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

（関係書類等の整備）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、当該書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表

旅費	交通費、宿泊費
需用費	消耗品費、食糧費（茶菓子に限る。）、 印刷製本費
役務費	通信運搬費、手数料
委託料	運搬委託料
使用料及び賃借料	会場使用料、機材借上げ料
負担金	参加料、入場料、出品料

中津市学校保健会補助金交付要綱の制定について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和4年3月25日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

中津市学校保健会補助金交付要綱の制定の概要

1. 提案理由

令和3年度末で、3年間の補助金交付要綱が失効するため、再度、3年間の更新をするもの。

2. 内容

現在：平成31年4月1日～令和4年3月31日

今回：令和4年4月1日～令和7年3月31日

3. 施行期日

公示の日から施行

中津市告示第 号

中津市学校保健会補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年 月 日

中津市長 奥 塚 正 典

中津市学校保健会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中津市学校保健会補助金（以下「補助金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、中津市学校保健会（以下「保健会」という。）が児童・生徒の健康の保持増進及び学校保健の普及や進展を図るために実施する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費を市が補助することにより、中津市の学校保健の普及進展を目的とする。

(交付の対象及び補助金の交付)

第3条 市長は、保健会が補助事業を実施するために必要な経費のうち、次に掲げる経費（以下「補助経費」という。）を対象として予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 学校保健会の運営に関する経費
- (2) 教職員及び関係者の知識向上のための経費
- (3) 負担金
- (4) 学校保健の推進に関する経費

2 補助対象経費の科目は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 保健会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書及び経費の積算内訳書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに保健会に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合においては、市長に届け出ること。ただし、変更しようとする経費の増減の額が補助経費の3割に満たない軽微な変更をする場合を除く。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長に届け出ること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の決定の通知を受けた保健会（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。

(変更等の承認)

第7条 補助事業者は、次のいずれかに掲げる場合においては、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第3号）により市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合（第5条第2項第1号ただし書に掲げる場合を除く。）
 - (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合
- (遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業事故報告書（様式第4号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付の決定の変更等)

第9条 市長は、次のいずれかの場合において、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更し、又はその決定の全部若しくは一部を取り消したときは、補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(1) 第7条の承認をした場合

(2) 前条の報告を受けた場合

(3) 規則第8条第1項の規定により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(4) 補助事業者が規則第14条第1項各号のいずれかに該当する場合
(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月30日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容（第7条に基づく承認を受けたときは、当該承認を受けた内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき額が確定した後に支払うものとする。ただし、この要綱の目的を効果的に達成するために必要と市長が認めるときは、

交付決定額の範囲内で必要と認める額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金（概算払）交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項ただし書きの規定により交付した補助金の額が、前条に基づき確定した補助金の額に満たない場合には、その不足する額について補助金（概算払）交付請求書により請求するものとし、同条の規定に基づき確定した補助金の額を超える場合には、市長はその超える額について規則第15条第2項の規定に基づき返還を命ずるものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還及び規則第16条第1項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

（関係書類等の整備）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、当該書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表

報償費	謝礼
旅費	旅費、交通費、宿泊費
需用費	消耗品費、食糧費（茶菓子に限る。）、 印刷製本費
役務費	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	会場使用料、機材借上げ料
備品購入費	備品購入費（汎用性の高い備品を除く）
負担金	参加料、大分県学校保健会負担金

令和4年第1回定例市議会一般質問について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和4年3月25日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

令和4年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答 弁 者
1	2番	恒賀 慎太郎	<p>1. 通学路の安全対策について</p> <p>①永添サッカー場東側市道の交通安全対策として、駐車場北</p> <p>②八幡町市道（幹線道路）の路側帯の考え方（歩道設置区間</p> <p>2. 雨水対策について（大貞総合運動公園排水対策）</p> <p>①大雨時、公園東側十字路において、冠水するほど水があふれた事案が報告されたが、公園建設時、調整池における排水調査はどのようにされたのか</p> <p>②ホームセンターグッデイ東側の大悟法池に道路雨水、農業用水、生活排水が暗きよにより集中するが、暗きよの維持管理計画は</p> <p>3. コロナ対策の検証について</p> <p>①小中学校のコロナ対策として、換気、手洗い、消毒等、実施された中、手洗い対応として、ワンレバーの取組みをしたが、屋外はなぜ対応しなかったのか</p> <p>②感染による休校対策となる、タブレットによるオンラインは機能できたか</p>	市長 教育関係者
2	6番	三上 英範	<p>1. 中津市林地等崩壊対策緊急事業補助金の宅地崩壊支援制度の復活を</p> <p>①宅地崩壊復旧支援検討の結果は</p> <p>②補助金交付実績</p> <p>③補助金要綱改定の目的</p> <p>④中山間地域に暮らす住民の生活持続のために、支援は継続を負担増は見直しを（簡易水道、ごみ袋）</p> <p>2. 新型コロナ感染拡大の認識と中津市における市民生活維持に</p> <p>①感染拡大の現状とその認識</p> <p>②障がい者施設、学校施設の安心安全な運営維持継続の課題</p> <p>③エッセンシャルワーカーの安全確保</p> <p>3. 国の農政に対する認識と中津市の対応の方向について</p> <p>①みどりの食料システム戦略</p> <p>②小規模家族経営に対して支援を</p> <p>4. 補助金不正使用事件の早期解決を</p> <p>①情報と経理の公開を市民に（捜査、裁判の現状）</p> <p>②早期の解決のために</p> <p>5. 絶対に「政府の責任で戦争しない国に」、そして憲法をくらしの中に</p> <p>①中津市における戦争犠牲者の把握は</p> <p>②福沢諭吉と基本的人権について</p> <p>③市として第9条を守る表明の考えは</p>	市長 教育関係者
3	21番	千木良 孝之	<p>1. 新型コロナウイルス感染による状況と対応について</p> <p>①学校関係・幼稚園・保育園・学童関係の状況と対応</p> <p>②ワクチン接種の状況</p> <p>2. ごみ収集について</p> <p>①プラスチック容器類収集回数の方後の方向性</p> <p>②古紙等のトライ地区及び今後の取組み</p> <p>③プラスチック資源循環促進法の方後の取組み</p> <p>3. スポーツ施設の方後について</p> <p>①市民プール・野球場のナイター設置の検討状況</p> <p>②今後のスポーツ振興に向けた取組み</p> <p>4. 元気なまちづくりについて</p> <p>①企業誘致の状況と用地の状況</p> <p>②市内の各企業での雇用状況</p> <p>③元気な中津に向けた今後の取組み</p>	市長 教育関係者
4	5番	川内 八千代	<p>1. コロナ感染急拡大から市民の命とくらしを守る市政を</p> <p>①検査の充実</p> <p>②飲食業界に加えて他の事業者への支援策</p> <p>③休業者への補償を受けるための支援</p> <p>2. 子どもを守る市政を</p> <p>①子ども医療費は完全無料に、高校生まで拡大を</p> <p>②生理用品を学校トイレに設置を</p> <p>3. 環境を守るために</p> <p>①ごみ袋有料化・事業ごみ値上げ、9月実施は撤回を</p> <p>4. 油代高騰から市民のくらしを守るために</p> <p>①特別交付税措置の活用で灯油、燃油代の補助を</p> <p>5. 使い込み事件の責任</p> <p>①市民の税金を使っただけでは許されない</p>	市長 教育関係者

令和4年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答 弁 者
5	20番	大塚 正俊	1. コロナに打ち勝つ行財政運営に向けて ①中津市の財政状況と今後の見通し ②次期行政サービス高度化プラン（第4期行財政改革5か年計画）の策定に向けて 2. コロナ禍における専決処分のあり方について ①専決処分の根拠と要件について ②臨時議会を招集しなかった理由 ③今後の専決処分のあり方について	市長 関係者
6	22番	須賀 要子	1. 市民の暮らしを支える・守るコロナ対策について ①1次産業や地元企業への支援体制強化 ②ごみ袋有料化、事業系ごみ値上げの時期 ③全市民一律の支援体制 ④生活困窮者世帯への支援体制 ⑤独居、高齢者、子育て、ひとり親世帯が濃厚接触者となった場合の支援強化 2. 「いくつになっても働きたい！人の役に立ちたい！」高齢者福祉を目指して ①現状と取組み ②高齢者の貧困対策と「通いの場」づくりの連携を ③歩きやすい道路整備保全を 3. プラスチックごみについて ①プラスチック資源循環促進法の概要 ②中津市としての取組みの方向性 ③市内事業所との協力連携 ④使い捨てプラの削減対策 ⑤あらゆるプラの効率的な回収・リサイクル ⑥有料化・ポイント還元等の促進	市長 関係者
7	10番	相良 卓紀	1. 人口減少にあっても夢と希望がもてるまちづくりを ①人口減少が著しい過疎地域におけるまちづくりの基本的な考え方は ②中津日田高規格道路の開通を生かした地域振興策は ③住環境整備による地域振興の考えは ④通信環境整備による地域振興の考えは ⑤サテライトオフィス整備による地域振興の考えは ⑥各支所の地域の特性を生かした振興策の考えは 2. 世界かんがい施設遺産の登録に向けた取組み状況について ①荒瀬井堰を世界かんがい施設遺産に登録申請する可能性は 3. 選挙における投票率向上の取組みについて ①投票率向上に向けた取組みの考えは	市長 関係者
8	19番	吉村 尚久	1. 子どもらを守り、コロナをともに乗り越えるための情報共有・連携、そして、支援 ①市内における感染状況 ②臨時休園・臨時休校の実態 ③臨時休園・休校中の保護者への支援 ④情報共有や連携をどう行ってきたか ⑤情報共有と連携を進め、コロナ対応・対策に生かす取組み 2. 障がい者が暮らしやすいまちは誰もが暮らしやすいまち ①障がい児・者に対するGPS利用の助成 ②耶馬トピアレストランのスロープの設置 ③災害時における視覚障がい者のための点図の作成 ④ろう者とのコミュニケーションを図るための手話の普及 3. 小学校教科担任制、どうすればうまくいくのか ①導入の目的 ②メリットやデメリット ③教科担任制の課題解決をし、効果を上げるために	市長 教育 関係者
9	4番	荒木 ひろ子	1. 市民の命と財産を守る市長の姿勢と市の具体策 ①憲法第13条の遵守について ②憲法第25条の遵守について ③憲法第9条の遵守について 2. コロナ感染拡大防止と市民への支援策の方針、事業決定のあり方 3. 国保税を引き下げて市民の命を守る中津市に 4. 元職員の領収書偽造により不正受給された1,300万円の行方は 5. ごみ袋有料化と事業ごみ値上げ、9月実施の撤回	市長 教育 関係者

令和4年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答弁者
10	1番	小住 利子	<p>1. コロナ禍における支援について</p> <p>①情報発信について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍における情報発信ツールは ・わかりやすい情報提供を ・情報格差への周知及び対応は（高齢者等に対して） <p>②女性に対する支援（つながりサポート支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つながりサポート支援とは ・支援の実態と必要とされる対策は ・周知方法と相談体制は <p>③小・中学校の感染症対策は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席停止の考え方と児童・生徒の現状は ・出席停止中の児童・生徒へのサポートと保護者と学校との連携は ・教室内の感染防止対策は <p>2. 産後ケア事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①コロナ禍の赤ちゃん訪問の現状は ②産後ケアの取組みの現状は ③産後ケアの利用状況と対象時期の拡充の考えは ④さまざまな支援の連携について ⑤メンタルヘルスの対応（産後うつへの対応） ⑥居場所づくりへの考えは ⑦相談体制の充実 	市長 教育関係者
11	9番	本田 哲也	<p>1. 外国人との共生のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ①外国人の人口推移と傾向は ②外国人との共生への考え、対応は ③相談窓口設置にかかる交付金制度の概要は ④ワンストップでの相談窓口の設置は <p>2. 未来の公共交通について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①これまでの課題認識は ②課題解決への検討状況は ③未来の公共交通に向けて <p>3. 自治会への加入促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自治会の役割は ②市との関係は ③加入促進の取組みは <p>4. 蘭学・洋学 三津（津山市・津和野町・中津市）同盟について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①同盟設立後の取組みは ②観光との連携は ③「不滅の福澤プロジェクト」との関係は ④なかはく「友の会」の設立は 	市長 教育関係者
12	8番	山影 智一	<p>1. 誰一人取り残さないデジタル社会、一人ひとりが幸せなまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ①デジタル社会構築の意義と今後の展望 ②デジタルに対する不安解消に向けた取組み ③マイナンバーカードとデジタル化の関係 ④デジタルの実装による生産性とサービス向上の取組み（市役所、地場産業） ⑤シビックテック、様々な主体との連携と支援 ⑥中津市社会福祉協議会のDX推進 ⑦デジタル社会を推進する体制 <p>2. 学校の「いじめ」を必ず防止・解決する体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学校の「いじめ」の認識 ②いじめの定義、「重大事態」の定義、それと中津市でのそれぞれの発生状況と対策状況 ③いじめの防止、発見・早期解決のポイントについて ④今後の取組みについて <p>3. 能力を生かし、成長が実感できる明るい職場づくり、ハラスメント対策</p> <p>4. 積算基準の見直し、適正な請負・委託金額へ</p>	市長 教育関係者

令和4年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答 弁 者
13	14番	林 秀 明	<p>1. トイレがきれいだと明日が輝く</p> <p>①学校のトイレを改善する視点</p> <p>②トイレ学習のススメ</p> <p>③災害時の避難所トイレ計画について</p> <p>④公共トイレの清掃・メンテナンスの強化について</p> <p>⑤まちづくりはトイレが大事</p> <p>2. 電動キックボードが走る壱万円札の里</p> <p>①電動キックボードを活用した取組みについて</p> <p>②福澤旧居に近い先駆者（和田豊治氏・増田宋太郎氏）の顕彰について</p> <p>3. 中津市国民健康保険基金について</p> <p>①基金のあり方</p>	市長 教育 関係者
14	12番	大内 直 樹	<p>1. 市民にとってわかりやすい情報発信や周知について</p> <p>①その情報は市民に伝わっているか</p> <p>②情報発信の媒体について</p> <p>③情報が伝わりにくい市民へのサポート</p> <p>2. 長引くコロナ禍での事業者支援</p> <p>①市内事業者の支援策について</p> <p>②市独自の事業再構築等の補助を設けては</p> <p>3. 中津市でずっと暮らし続けるために</p> <p>①新築・新築中古物件購入・空き家の改修に補助を</p> <p>4. 4月からの成人年齢の引下げによる影響</p> <p>①18歳成人の課題と対応について</p>	市長 関係者
15	7番	松 葉 民 雄	<p>1. 行政手続きについて</p> <p>①自治体の情報システムの標準化・共通化は</p> <p>②マイナンバーカードの普及促進</p> <p>③自治体の行政手続きのオンライン化</p> <p>④キャッシュレス決済の推進</p> <p>⑤死亡・相続ワンストップサービス</p> <p>2. オープンデータについて</p> <p>①オープンデータの公開基準と公開データ</p> <p>②市道・用水路・農道・下水道の地図データ公開</p> <p>3. 林業対策について</p> <p>①森林環境贈与税の市の配分額</p> <p>②意向調査・人材の育成・木材利用・普及啓発</p> <p>③境界明確化の推進</p> <p>4. 高齢者支援について</p> <p>①高齢者世帯の戸数（独居・夫婦世帯）</p> <p>②通報システムの条件と利用世帯</p> <p>③固定電話を持たない世帯の対応</p> <p>④買い物支援対策</p> <p>⑤認知症の金銭管理と成年後見制度</p> <p>5. 生活困窮者支援について</p> <p>①生活困窮者のスマホ支給</p> <p>②生活保護受給者のライフラインの補助</p>	市長 関係者
16	16番	高 野 良 信	<p>1. 市政運営について</p> <p>①令和4年度の予算編成方針について</p> <p>2. 企業誘致について</p> <p>①法人税増収に向けた政策展開をどのように考えているか</p>	市長 関係者
17	13番	三重野 玉江	<p>1. 不登校の児童・生徒の教育環境について</p> <p>①不登校支援の変化について</p> <p>②保護者への支援はどのようにしているか</p> <p>③フリースクール等との公民連携は</p> <p>2. 中津市におけるDX、今後の方向性は</p> <p>①行政のデジタル化について</p> <p>②教育現場のデジタル化について</p> <p>3. 学校施設の整備・充実について</p> <p>①市内小中学校の屋外トイレの整備状況は</p> <p>4. 中津市の男女共同参画について</p>	市長 教育 関係者

教育委員会事務局職員の人事異動（内示）について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和4年3月25日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

3月 教育委員会 報告

日・曜	時間	催 し 物	場 所	備 考
1日(火)	:	市議会一般質問(3/1~3/3)		
2日(水)	:			
3日(木)	:			
4日(金)	:	中学校卒業式	中学校9校	中津中学校は10日に延期
5日(土)	14:00	上映会(一般) 「少年寅次郎スペシャル」	小幡記念図書館 視聴覚室	
6日(日)	10:00	子ども向けワークショップ「ひびのをしえ」	歴史博物館	
	13:00	ワークショップ「ひびのをしえ」を読む	歴史博物館	
7日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	
	15:00	臨時教育委員会	教育長室	
8日(火)	12:30	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業 「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニティーセンター	
9日(水)	:			
10日(木)	:	市議会議案質疑(3/10~3/11)		
	:	中学校卒業式	中津中学校	
11日(金)	:	テーマ展示「薦神社神像(仮)」(6月まで)	歴史博物館	
	14:00	校長会議	文化会館	
12日(土)	:	「薦神社神門随神像」特別公開(6月中旬まで)	歴史博物館	
	13:00	NBU×中津市 観光周遊アイテムお披露目会	歴史博物館	
	14:00	上映会(児童) 「トムとジェリー10」	小幡記念図書館 視聴覚室	
13日(日)	10:00	福澤諭吉記念 論吉かるた大会	中津下毛教育会館	新型コロナ感染拡大の影響で延期
14日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	
15日(火)	:			
16日(水)	:	市議会教育産業建設委員会		
	10:30	赤ちゃんおはなし会(2部開催) ※2部:11:00~	小幡記念図書館 視聴覚室	
17日(木)	14:00	湯屋の辻道標復元お披露目式	湯屋の辻	
18日(金)	12:45	臨時校長会議	大会議室	
19日(土)	14:00	上映会(名作) 「ソローキンの見た桜」	小幡記念図書館 視聴覚室	
20日(日)	:			
21日(月)	:			
22日(火)	10:00	通学路安全対策会議	大会議室	
23日(水)	:	小学校卒業式	各小学校	
24日(木)	:	市議会最終日		
	:	幼稚園卒園式	各幼稚園	
25日(金)	:	修了式	各小中学校	
	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	
26日(土)	13:00	第3回新中津市学校市民講座	新中津市学校	
	14:00	上映会(児童) 「おしりたんてい15」	小幡記念図書館 視聴覚室	
27日(日)	10:00	福澤諭吉記念 論吉かるた大会	中津下毛教育会館	
28日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	
29日(火)	:			
30日(水)	:			
31日(木)	16:45	教職員退職者辞令交付式	研修室	

4月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場所	主催・担当課等	出席依頼者
1日(金)	13:00	第1回定例校長会議	研修室	学校教育課	
2日(土)	14:00	上映会(児童) 「ふしぎ駄菓子屋銭天堂2」	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
3日(日)	:				
4日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
	15:30	新採用教職員等服務規律研修	研修室	学校教育課	
5日(火)	:				
6日(水)	:				
7日(木)	:				
8日(金)	:	小・中学校始業式	各小・中学校	学校教育課	
	:	幼稚園入学式	各幼稚園	学校教育課	
9日(土)	14:00	上映会(一般) 「博士と狂人」	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
10日(日)	:				
11日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
12日(火)	:	中学校入学式	各中学校	学校教育課	
	12:30	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業 「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニティー センター	小幡記念図書館	
	13:30	中津市生涯学習大学開講式	小幡記念図書館	生涯学習推進室	
13日(水)	:	小学校入学式	各小学校	学校教育課	
14日(木)	:				
15日(金)	:				
16日(土)	:				
17日(日)	:				
18日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
19日(火)	:	全国学力学習状況調査(小6、中3)		学校教育課	
20日(水)	:	企画展「やばのみほとけ」開幕(6/5まで)	歴史博物館	歴史博物館	
	10:30	赤ちゃんおはなし会(2部開催) ※2部:11:00~	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
21日(木)	:				
22日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
23日(土)	14:00	上映会(児童) 「うっかりペネロペたくさんおぼえたよ編」	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
24日(日)	:				
25日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
26日(火)	:	大分県学力定着状況調査(小5、中2)		学校教育課	
27日(水)	:				
28日(木)	:				
29日(金)	9:00	第32回 八面山平和マラソン大会	三光総合運動公園 多目的グラウンド	体育・給食課	
30日(土)	:				